

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の概要

- デジタルリテラシーの向上の一層の促進を図る観点から、認定職業訓練実施基本奨励金の単価について、以下のとおりとする。

(1) 省令を改正する経緯

令和7年12月23日に閣議決定された「サイバーセキュリティ戦略」を踏まえ、これまでも実施しているデジタルリテラシーのカリキュラム内容に加えて、情報セキュリティに関する事項を必須事項として盛り込むこととしており、その実施に当たって訓練実施機関において新たな費用が発生することが考えられることから、令和8年10月に開講するコースから認定職業訓練実施基本奨励金の単価を1人当たり月3,000円引き上げる。

(2) 基本奨励金の単価引き上げの内容

<支給単位期間28日以上の場合>

基礎コース：63,000円/月

実践コース：53,000円/月

<支給単位期間28日未満の場合>

基礎コース：3,150円/日

実践コース：2,650円/日

※ 情報処理分野及び情報通信分野に係る認定職業訓練であって、厚生労働省人材開発統括官が定めるもの^{※1}

基礎コース：68,000円、73,000円又は83,000円^{※2}/月

(支給単位期間が28日未満の場合は、3,400円、3,650円又は4,150円^{※2}/日)

実践コース：58,000円、63,000円又は73,000円^{※2}/月

(支給単位期間が28日未満の場合は、2,900円、3,150円又は3,650円^{※2}/日)

(※1) IT特例、WEBデザイン特例、DSS特例が適用される訓練（業務取扱要領において規定）

(※2) 情報処理分野に限る。

<支給単位期間28日以上の場合>

基礎コース：66,000円/月

実践コース：56,000円/月

<支給単位期間28日未満の場合>

基礎コース：3,300円/日

実践コース：2,800円/日

※ 情報処理分野及び情報通信分野に係る認定職業訓練であって、厚生労働省人材開発統括官が定めるもの^{※1}

基礎コース：71,000円、76,000円又は86,000円^{※2}/月

(支給単位期間が28日未満の場合は、3,550円、3,800円又は4,300円^{※2}/日)

実践コース：61,000円、66,000円又は76,000円^{※2}/月

(支給単位期間が28日未満の場合は、3,050円、3,300円又は3,800円^{※2}/日)

(※1) IT特例、WEBデザイン特例、DSS特例が適用される訓練（業務取扱要領において規定）

(※2) 情報処理分野に限る。